

「景観行政団体及び景観計画に関する省令の一部を改正する省令案」について

1. 背景

令和 8 年 5 月 27 日に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 23 号。以下「改正法」という。）が公布された。改正法は公布の日から起算して 6 か月を超えない範囲において政令で定める日から施行することとされているところ、施行に伴い、景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成 16 年農林水産省・国土交通省・環境省令第 1 号。以下「施行規則」という。）について所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

①固有魅力維持向上区域内における景観計画の提案に必要な書類について

固有魅力維持向上区域内において、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更の提案を行おうとする都市再生推進法人が、当該提案の際に景観行政団体に提出する書類について、滞在快適性等向上区域内における景観計画の提案を行う際の提出書類に倣い、

- ・ 提案書
- ・ 景観計画の素案
- ・ 都市再生特別措置法第 62 条の 15 第 2 項において準用する景観法第 11 条第 3 項の同意を得たことを証する書類

とする。

②景観行政事務の処理の開始の公示について

指定都市又は中核市以外の市町村が都道府県知事と協議をすることにより景観行政団体に移行し、当該市町村の区域内において、都道府県に代わって景観行政事務を処理する場合の公示事項については、施行規則第 7 条において、

- ・ 景観行政事務の処理を開始する旨
- ・ 景観行政事務の処理を開始する日

とされているところ、都道府県が景観行政団体として景観行政事務の処理を開始する場合も、同様に、上記の二つの事項を公示する場合として含める。

③その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 令和 8 年 11 月下旬（改正法の施行の日）